鳥取市外部監査契約に基づく監査に関する条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第３６号

鳥取市外部監査契約に基づく監査に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２５２条の２７第１項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めるものとする。

（包括外部監査契約に基づく監査）

第２条　市と法第２５２条の２７第２項に規定する包括外部監査契約を締結した法第２５２条の２９に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

⑴　市が法第１９９条第７項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの

⑵　市が出資しているもので法第１９９条第７項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの

⑶　市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの

⑷　市が受益権を有する信託で法第１９９条第７項の政令で定めるものの受託者の

出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの

⑸　市が法第２４４条の２第３項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

（個別外部監査契約に基づく監査）

第３条　市民のうち法第７５条第１項の選挙権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第２５２条の２７第３項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めることができる。

２　議会は、法第９８条第２項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

３　市長は、法第１９９条第６項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

４　市長は、前条各号に掲げるものについての法第１９９条第７項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

５　市民は、法第２４２条第１項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。